

## 平成 28 年度社会福祉法人東村山けやき会法人本部事業計画

平成 28 年度社会福祉法人東村山けやき会は、法人の基本理念に基づき事業の推進を図るものとします。

精神障害をお持ちの方たちが、孤立から解放され、地域の中で、一人一人の特徴や個性を尊重して、自分らしい生活が安心してできるよう支援します。

### 1 法人全体としての運営方針

平成 28 年度は、法改正により法人組織の在り方や存在意義が問われ、また、法人の各施設の経営等についても、改めて見直すことが必要とされます。

各施設が抱えている課題や問題点などを整理し、対応については法人内で協議の上計画を策定し、各施設でのより良い支援ができるよう努めます。

#### (1) 社会福祉法改正に伴う動向の把握

社会福祉法改正は、経営組織の変更、事業運営への透明性、財務規律の強化等の制度改革が行われるが、改正の動向をいち早く把握し、情報の発信、必要な規則改正等、速やかに対応していきます。

#### (2) プライバシーマークマネジメントシステムの安定的運用

昨年度構築したプライバシーマーク（日本工業規格 J I S Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」）マネジメントシステムは、6 月のマーク取得を目指しているが、マーク取得後の運用について、マネジメントシステムの実施、維持、改善のサイクルの安定化と保持を目指します。

#### (3) 各種マニュアル等の作成

平成の里の福祉サービス第三者評価受審、グループホームの東京都指導検査で指摘された各種マニュアル等の不備については、一部作成済みであるが、未整備のものについては、早急に作成し、法人内研修等を行っていきます。

#### (4) 職員研修の積極的参加

職員の資質の向上を目的として、各種研修の積極的参加を推進します。

#### (5) 各施設の課題について、適時必要な協議、調整を行い対応していきます。

〔平成の里〕

職員の異動により、人事が大きく変わる中で、受注についての見直し、職員それぞれの職務による役割を明確化し、支援体制の再構築を図ります。

〔ふれあいの郷〕

十数年来の懸案事項である『地域生活支援センターふれあいの郷』

の移転について、引き続き市との協議を進めていきます。市の委託事業という面からも、市内の利用者が通いやすく、十分なスペースのある場所への早期移転を目指します。

[グループホーム]

グループホームの今後について、安定した経営を目指すべく、今後の展開について、調査、検討していきます。

## 2 法人本部の事業計画

- (1) 理事会・評議員会の適切な開催
- (2) 施設長等会議の定期的開催  
(毎月第1月曜日及び必要に応じて臨時会議を開催)
- (3) 法人各施設との連絡及び事業の全体的進行管理の調整
- (4) 利用者・職員の地域行事等への積極的交流・参加を図る。
- (5) 職員全体研修を計画策定し、研修内容の充実を図る。又、外部研修参加の内容は、他の職員に報告又は閲覧して、共有化を図る。
- (6) 実習生の積極的受け入れ。
- (7) 防災防火防犯思想の徹底及び利用者・職員の健康、職場の安全管理に努める。備蓄食料等についても検討する。
- (8) 施設、機材の適切な管理と定期点検、清掃や整理整頓を行い、事故のない職場環境に努める。又、在庫管理を徹底し、ムダを無くし、消耗品等の節約及び経費節減を図る。
- (9) 施設の中長期的計画を策定する。
- (10) 節電姿勢を維持する。
- (11) 共同募金等全国運動に参加し、「じぶんの町をよくするしくみ」の推進に努める。
- (12) 後援会との連携  
東村山けやき会後援会と共に法人の力量を向上させるべく連携していきます。
  - ① 第32回地域交流卓球大会（平成28年6月11日）の開催協力
  - ② 後援会会員拡充その他について協力、推進
  - ③ 後援会ニュースの発行に協力
- (13) その他必要な事項

## 3 法人本部に於いて検討する課題

- (1) 本部費用として必要と見込まれるもの及び財源について引き続いての考

#### え方の整理

(2) 運用財産基金のあり方について、中長期計画に基づく積立金の検討

(3) 市当局との連携

直接の行政庁である東村山市当局との諸関係を重視していきます。

借用隣地等の将来課題についても働きかけていきます。

(4) ホームページ、会報による法人情報発信の強化

# 平成28年度 平成の里 事業計画

## 1 運営方針

平成28年度の平成の里は職員体制の変更に伴い、支援体制の再構築を図り、事業運営の安定を目指します。

### 基本方針

作業を通じて達成感や疲労感・働く意欲・喜び・きっかけを体感し充実と自分らしい生活を営むことができるよう利用者支援に努めます。

### 事業計画

- ① プライバシーマークの取得及び運用【重点】  
6月取得後、安定的な運用を目指します。
- ② 第三者評価受審を受けての課題へのとりくみ【重点】  
昨年度に引き続き、課題に取り組みます(中長期計画の策定等)。
- ③ 労務管理  
月1回以上有給を消化することで有給消化率の向上を目指します。  
月25時間以内の残業を目標とします。
- ③ 安全確保と作業室の改善整備の推進。  
整理整頓を徹底します。
- ⑤ 新規利用者の獲得及び通所率の向上  
週3回以上の利用者を受け入れ、平均通所者月26名以上を目標とします。さらに就労を目指す方への支援をします。
- ⑥ 研修  
事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、内部研修や外部研修機関の実施する研修に積極的に参加します。
- ⑦ 関係機関等との連携  
関係する区市町村、相談・就労支援事業者及び保健福祉医療サービス事業者等関係機関との密接な連携、協力を通してサービスの提供の向上を図るとともに、障害者への理解が深められるよう努めます。
- ⑧ 交流  
関係イベントへの参加(卓球大会、運動会、バザー等)を積極的に行うとともに実習生、ボランティアの受入れを継続的に行っていきます。
- ⑨ 工賃水準の向上  
工賃の見直しを行います。

## 2 職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資格等
管理者	中川 純宏		
サービス管理責任者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	早川 雅祥	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
職業指導員	大山 尚偉	常勤	社会福祉主事
職業指導員	春田 宏美	常勤	
職業指導員	舟木 恵	非常勤	社会福祉主事
目標工賃達成指導員	湯澤 千秋	非常勤	
事務職員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事

平成 28 年度 社会福祉法人東村山けやき会  
地域生活支援センターふれあいの郷事業計画

1. 運営の方針

地域生活支援センターふれあいの郷は、法人の基本理念及び当センターの基本理念に基づき、事業を真摯に運営します。

地域生活支援センターふれあいの郷 基本理念

精神障害をお持ちの方やご家族の相談、利用可能な社会資源の紹介、生活支援、活用できる制度・手続きの方法などご本人等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常にご本人の立場に立って、各種相談を受けます。

相談者が一人で悩まないよう地域の社会資源との連携を密にして、相談者のお一人お一人の生き方を尊重し、それぞれが自分らしい、安心と安定した暮らしができるよう、支援します。

個々人の関心を喚起し喜びを感じられるよう、余暇活動の場を提供します。

2. 運営体制

(1) 職員体制

職種	氏名	勤務形態	所属				資格
			①	②	③	④	
管理者（理事長）	中川純宏		○	○	○	○	
施設長／相談支援専門員	高橋千恵子	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
指導員／相談支援専門員	矢嶋拓	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
指導員／相談支援専門員	矢野水基	常勤		○	○	○	
指導員／相談支援専門員	飯野悟	常勤		○	○	○	精神保健福祉士・社会福祉士
指導員／地域移行・定着支援員	中村純	常勤		○		○	本部経理担当
指導員／地域移行・定着支援員	酒井秀之	非常勤		○		○	
指導員／地域移行・定着支援員	吉見啓子	非常勤		○		○	
指導員／地域移行・定着支援員	榎本昌行	非常勤		○		○	

所属 ①基本相談支援事業（委託）      ②指定一般相談支援事業  
③指定特定相談支援事業      ④地域活動支援センター I 型事業(委託)

(2) 開所日・開所時間

相談支援事業全般	月・火・木・金・土	9:30～18:00
地域活動支援センター	月・火・木・金	13:00～18:00
フリースペース	土	9:30～18:00
喫茶	月・火・木・金・土	13:00～17:00

祝祭日、年末年始を除きます。

喫茶及びフリースペースは、法人の会議のため臨時休所となる場合があります。

### 3. 事業計画

#### (1) 指定一般相談支援事業

《基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）》

##### ①基本相談支援（東村山市障害者基本相談支援事業委託）

福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・権利の擁護のために必要な援助・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・専門機関の紹介・専門的な相談支援等を要する困難ケースの対応等について、真摯に取り組んでいきます。

##### ②地域移行支援・地域定着支援

精神科病院あるいは障害者支援施設に長期入院（入所）されておられる方が、退院（退所）をして、地域で安定した生活をしていただくための支援（地域移行支援）を、積極的に行っていきます。

また地域で単身で暮らす方が安定した生活を継続できるよう支援することについて、今までは地域定着支援事業を使わず基本相談の中で行ってききましたが、今年度は特に地域移行支援を利用された方、あるいは単身生活に慣れていない方に緊急時対応も含めた支援を、同事業を使って行っていきます。

#### (2)指定特定相談支援事業

《基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）》

##### ①基本相談支援

##### ②計画相談支援

福祉サービスを利用される方にサービス利用計画を作成し、利用される方がご本人の望まれる生活を安定しておくれるよう配慮し、関係機関との連携した支援を継続します。4名の相談支援専門員で年間220件を目指します。また今年度はモニタリングを重視し、より丁寧な支援が継続できるよう努力します。

サービス利用計画の作成後の相談あるいはサービス利用計画の作成に至らなかった方の相談についても、基本相談支援の中で真摯に取り組めます。

#### (3)地域活動支援センター I 型事業

フリースペース(喫茶)に利用者が来やすいよう、雰囲気作り、呼びかけ等更なる工夫をし、多くの方が気軽に利用できる場を目指します。プログラムについても利用者のニーズを探り、より多くの利用者に参加していただけるよう努力してまいります。

(1) 創作的活動等の プログラムサービス	*英会話（毎月第1土曜日午後） *ヨガ教室（毎月第3土曜日午後） *クッキング教室（毎月第4土曜日午前）	他
(2) 日常生活や生産活動 等のプログラムサービ ス	*セルフヘルプグループ育成講座（毎月第1・第3土曜日午前） *テニス同好会（毎月第2木曜日午後） *卓球（毎月第4土曜日午後） *カラオケ・ボウリング・映画鑑賞等（土曜日） *夕食会（よりみち会）（毎月第2・第4月曜日夜）	他
(3) 社会との交流促進	・地域交流スポーツ大会への参加他 ・ふれあいサロンでの交流 ・ふれあい通信	
(4) 専門的相談		
(5) 地域の医療・福祉基盤 との連携・調整	地域内の合同会議・連絡会・自立支援協議会等への参加 「北多摩北部地域精神保健連絡会」 「東村山市自立支援協議会」「自立支援協議会相談支援部会」 「ケア検討会」「あんしんネットワーク」	他
(6) 地域のボランティアの 育成	・ふれあいの郷各種プログラムへの導入	
(7) 障害福祉に対する理解 促進や普及啓発等の活動	・市民の講座等での精神保健福祉の啓蒙啓発 ・地域の中で当事者発言をしていけるような支援	
その他		
1) セルフヘルプグループ への支援	・ピアカウンセラー養成のための活動（研修参加・グループ活動）	
2) 家族支援	・個別家族への相談支援活動他	
3) フリースペースの確保	・居場所としてのフリースペース、ふれあいサロン	
4) 生活支援	・入浴サービス・洗濯機/乾燥機使用サービス 生活力向上のための支援	

#### 4. 平成 28 年度の課題

- (1) 地域移行支援・地域定着支援を積極的に行います。そのために病院や施設との連携を深めます。
- (2) サービス利用計画相談支援において、モニタリング（継続サービス利用支援）を増やします。また基本相談支援事業の委託を受けているからこそ行える支援あるいは行わなければならない支援を実践します。
- (3) 自立支援協議会など地域での連携を重視し、東村山市内でのふれあいの郷の役割を果たすよう努力します。
- (4) 利用者が通いやすく、十分なスペースのある場所への移転について、今後も市と協議を重ねていきます。平成 29 年度には移転が実現するよう努力します。

平成 28 年度 社会福祉法人東村山けやき会  
グループホームはぎやまはうす及びむさしのはうす事業計画

1. 運営方針

平成 28 年度グループホームはぎやまはうす及びむさしのはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

入居者の人権を尊重し、個々の障害に配慮し、利用者主体のサービスを心がけ、心身の健康保持に努めます。入居者の一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、個別支援計画をもとに生活に関する諸事項の向上を念頭に援助を行います。

2. 事業内容

こまめな声かけによる利用者状況把握により、入居者との信頼関係を築き、本来持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①健康管理

健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努める。また、年 1 回の健康診断を実施する。

②通院、服薬

必要な医療を受けられるよう促し、必要に応じて同行を行う。決められた通り服薬ができるよう援助する。

③食生活

生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解していただく。

④金銭管理

いずれは自己管理できることを目標に、方法、期間等工夫しながら管理を行う。

⑤日中活動への参加促進の援助

無理のないペースかつ生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助を行う。

### ⑥余暇活動支援

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助を行う。

### ⑦退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていく。

### ⑧防災への意識づけ

年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高める。また、変化する消防法へ遅れることなく対応していく。

## 3. 関係機関との連携、研修参加体制

利用者支援の向上に努めるため、会議、連絡会等への参加に努める。また、職員の力量を高める、次に掲げる研修会への積極的参加に努めるとともに虐待防止、権利擁護の意識高揚を図ります。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月2回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町、栄町）
- ・研修への参加

他

## 4. 定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・夜間・休日対応（携帯電話にて対応）
- ・防災呼びかけ及び防災用具点検・補充
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

## 5. 年間行事計画

4月	お花見会
6月	東村山けやき会後援会主催卓球大会
8月	暑気払い
10月	定期健康診断（多摩小平保健所）
12月	年越しそばを楽しむ会
3月	防災訓練・外食会

## 6. 職員体制

はぎやまはうす（定員6名）

職種	氏名	勤務形態	資格等
管理者	中川 純宏		理事長
サービス管理責任者兼世話人	青木 岳夫	常勤	精神保健福祉士
代替世話人	渡部 弘子	非常勤	

むさしのはうす（定員5名）

職種	氏名	勤務形態	資格等
管理者	中川 純宏		理事長
サービス管理責任者兼世話人	相川 綾子	常勤	精神保健福祉士
代替世話人	高橋 健	非常勤	
代替世話人	森田 紀子	非常勤	

## 7. 支援体制

月曜日～金曜日	9：00～19：00	はぎやまはうす・むさしのはうすを 通じて対応考慮
土曜日	11：00～19：00	

\*日曜日・祝祭日・夜間は携帯電話にて対応

## 8. 平成28年度の課題

- ①消防法施行令改正に伴う改修工事等への対応をします。
- ②個人情報の取り扱いに関して再確認します（プライバシーマーク）。
- ③職員が、心身ともに健康で、職務遂行に能力を十分に発揮できるよう、時間外勤務の縮減、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

